

## とっとり・グローバルウォッチ

第80号

2013年7月5日発行

最新上海 ～現地レポート～ 64  
労務派遣制度の改正

## 目次:

最新上海 ～現地レポート～ 64	1～2
海外チャレンジ補助金 採択状況について	2
ロシアレポート 2	3～4
ミッションのご案内	4
アンニョンハセヨ KOREALレポート 14	5
現地発! 台湾月刊レポート 73	6～7
編集後記	7

7月1日から日系企業が数多く進出する江蘇省、遼寧省、四川省において次々と最低賃金の引き上げが実施されている。また今年に入って既に18の省・市が最低賃金引き上げを行っており、ここ上海は全国で最も高い最低賃金となる月給1620元まで引き上げられた。ここ数年の全国的な最低賃金上昇率は約20%であり、中国での大幅な労働コスト上昇率が見て取れる。

さて、今月に入ってから、労働環境を取り巻く法規改正が多い。前述の賃金コスト上昇はもちろんのこと、それよりも企業への影響が大きいと見られている労務派遣に関する法改正だ。労

務派遣という間接雇用形式は、主に労働集約型の製造企業で多用されてきたが、それ以外の場合でも企業が直接雇用による労使間でのトラブルや紛争を回避するため活用されていた。ところが7月1日から改正実施される労働契約法の労務派遣に関する条項改正により、労務派遣労働者の雇用が大幅に制限されることとなった。

## ■日本と中国の労務派遣の違い

日本と中国と「労務派遣」の定義には違いがある。まずは、以下の日中間の労務派遣に関する比較表をご覧ください。

	日本の労務派遣	一般的な中国の労務派遣
雇用関係	派遣会社	派遣会社
就労管理	派遣会社	企業
給与支給、納税	派遣会社	企業or派遣会社(協議により決定)
社会保険付保	派遣会社	企業or派遣会社(協議により決定)
スタッフ差し替え	可	原則、不可(派遣会社の規定による)
派遣期間中の契約解除	可	不可
契約解除時の補償金 (経済補償金※1)	不要	企業or派遣会社(派遣会社の規定による) 但し、※2リスク費参照
待機期間の保障 (最低賃金、法定福利)	不要	企業or派遣会社(派遣会社の規定による) 但し、※2リスク費参照
派遣費用	派遣時給(日給、月給)換算	スタッフ月次雇用コスト+管理費(+※2リスク費)

※1 経済補償金:

雇用契約の解除に際して、法律の定めに従い、企業から労働者に支払われるよう義務付けられている。

※2 リスク費:

現行の労働契約法施行に伴い、労働者に対する法の保護が強まり、解雇や契約解除を行使できる範囲が縮小されました。そのため、従来の月次雇用コストや管理費に加えて、様々な労使紛争に備えるためにリスク費を徴収している派遣会社がある。企業に代わり、経済補償金の支払や待機期間の保障を行うこととしている派遣会社は、それらの費用をリスク費から捻出している。

【情報提供:上海市対外服务有限公司(FESCO)】

## 世界の主な祝日

## &lt;7月&gt;

- 香港 1日 香港特別行政区  
設立記念日
- タイ 22日 三宝節
- 米国 4日 独立記念日

## &lt;8月&gt;

- 中国 1日 中国人民解放軍  
建軍記念日
- 韓国 15日 解放記念日
- タイ 12日 王妃誕生日

## ■今回の改正ポイント

- ① 労務派遣会社に対する経営条件の厳格化 (第57条)
  - ・登録資本金を最低50万元から200万元に引き上げ
- ② 「同一労働同一報酬の原則」を再確認及び強化 (第63条)
- ③ 労務派遣の職務定義の明確化 (第66条)

旧法では労務派遣を、「臨時的、補助的あるいは代替的」な業務と規定していたが、改正後はそれを更に明確化。

  - ・臨時的：最長6ヶ月の派遣期間

※ 労務派遣契約の更新は可能だが、労働契約法第14条3項によると、連続して2回期限の定めのある労働契約を締結した場合、企業には無期限労働契約を締結義務が伴うため注意が必要。

  - ・補助的：主要業務から派生する補佐業務
  - ・代替的：労働者の離職就学、産休などの理由による代行業務
- ④ 派遣労働者雇用数の制限 (第66条)

「派遣労働者数は全体の労働者数の一定比率を超えてはならない」

※ 具体的な「一定比率」については、国務院労働行政部門が定める実施細則に委ねられることとされているが、現時点では未発表。

## ⑤ 違法行為への罰則強化 (第92条)

- ・罰則対象を労務派遣企業に加え、派遣先企業にも拡大
- ・無許可経営に対する罰則及び罰金を明文化

## ■対策と注意点

上述の通り、実施細則などの関連法令が発表されておらず、企業は実際の対応策に頭を抱えている状況だが、冒頭に述べたような「直接雇用による労使間でのトラブルや紛争を回避するため」派遣労働者を大量に受け入れている企業については、役職や職務内容を考慮しながら、必要な人材は直接雇用への切り替えが迫られており、実際にそのような流れが始まっている。また、関連法令が出ていない中で新しい労働契約法に対応していかなければならない企業にとっては、人材関連企業やコンサルティング企業から他社での対応策などを情報収集しながら現状を見守っている状況だ。現在は、近く発表されるであろう実施細則に注目が高まっている。

【チャイナワーク 孫 光】

## 海外チャレンジ補助金採択状況について

### 新たに海外市場へチャレンジする県内企業を応援します！

とっとり国際ビジネスセンターでは、新たに海外販路開拓を行おうとする県内企業に対し、その経費の一部を助成するため「とっとり県内企業海外チャレンジ支援事業補助金」を設けています。今年度、2回の審査会を開催しましたので、その結果をお知らせします。

#### ■平成25年度第2回審査会

審査会開催日 平成25年6月13日(木)

採択状況 応募件数3件 採択数3件(以下のとおり)

- ・東京ダイワ株式会社(鳥取市)：「中国インターナショナルペットショー」出展(中国)
- ・有限会社アースウェイ(鳥取市)：家庭用生ゴミ処理機新開発に伴うサンプル部品輸入(中国)
- ・エムケイ開発株式会社(伯耆町)：「日本産農水産物・食品輸出商談会inタイ」出展(タイ)

#### ■平成25年度第1回審査会

審査会開催日 平成25年3月25日(月)

採択状況 応募件数6件 採択数5件(以下のとおり)

- 株式会社ビック・ツール(日吉津村)：機械工具展示会「EASTEC 2013」出展(アメリカ)
- 株式会社オーク(境港市)：「酒&フードEXPO」参加(アメリカ)
- 株式会社越河(米子市)：食品見本市「THAIFEX 2013」出展(タイ)
- 株式会社澤井珈琲(境港市)：食品見本市「THAIFEX 2013」出展(タイ)
- 株式会社ワールド・ラビット(鳥取市)：食品見本市「IFEX 2013」出展(フィリピン)

本補助金は、随時募集を行っております。(ただし、予算(800万円)満額になり次第、締め切りです。)詳細は、とっとり国際ビジネスセンターHPをご覧ください。

【とっとり国際ビジネスセンター 早川】

## ロシアレポート 2

### ウラジオストク フェリーターミナル(海の駅)での貨物受入方法の変更

境港とウラジオストクを結ぶDBSフェリーが輸送している貨物は、大きくコンテナ貨物とパレット貨物に分けられる。今年、ロシア側入港先の海の駅（ウラジオストクフェリーターミナル、（以下「ターミナル」とする））では貨物の受け入れ方法に関していくつか変更があった。

以前、ターミナルでは、パレット貨物は化粧品をはじめ、取り扱いえない貨物が数種類あった。今年6月からはこの制限が解除されて、どんな貨物でも受け入れることが可能になった。しかし、DBSフェリーが着岸する埠頭を運営する「VMP T」社のターミナルには現在屋内の保税倉庫がなく、パレット貨物はターミナル側にある自動車保税倉庫の地下一階部分の、屋根はあるが壁はない倉庫で保管される。

当倉庫には壁がないので湿度・温度管理が出来ないのはもちろん、商品が埃をかぶる可能性がある。又、倉庫内の面積が限られているため、DBSの担当者は毎回調整のため、輸送前にパレット貨物の量を確認しておく必要があるという。

ウラジオストク市の気候は、4月と10月の気温は+5℃ぐらいなので、この時期であれば、テストとして野菜・果物のパレット輸送が可能である。この場合、農産物をパレット輸送する際に「VMP T」社の保税倉庫担当宛てに念書を提出することが必要となる。（念書の内容は、温度管理の面で保税倉庫の商品の品質に問題が発生しても責任を求めないことを承諾するというものだ。）

次にリーファーコンテナの受け入れだが、以前はドライコンテナもリーファーコンテナもDBS

から荷卸しされて、「VMP T」社のターミナル岸壁で通関検査・衛生検査がされていた。今年からは、リーファーコンテナは全て隣接する商業港の「ダリ・レーフ・トランス」（「DRT」）有限責任会社へコンテナを運ぶこととなった。今までターミナルではリーファーコンテナが荷卸しされると、衛生検査の担当官がその場でコンテナを開いて検査を行っていた。しかし、この方法は肉や花などの検査の際、温度管理の面で適切ではないため、環境の整備された「DRT」社が持っている特別な衛生検査所に運んで検査することになったのだ。

この変更により、通関検査しか行わないドライコンテナは荷卸した港でそのまま検査されるが、リーファーコンテナは「DRT」社の衛生検査所へ運ばなければならないため余計な輸送コストが必要となってしまった。なお、貨物の移動手順は以下のとおり行われる。

- ①DBSフェリーで輸送されたリーファーコンテナを荷卸しする。
- ②リーファーコンテナを商業港の奥にある「DRT」社の衛生検査所へ移動。
- ③衛生検査が行われる。その間は保税倉庫にて保管。
- ④その場で通関検査を行い、通関をきる。

この作業により、

- ①「DRT」社の衛生検査所まで輸送費
- ②「DRT」社の保税倉庫代（ターミナルの保税倉庫よりやや高い）
- ③「DRT」社への移動中に港入場券（有料）



自動車保税倉庫



自動車保税倉庫入口部分

〈次頁へ続く〉

が必要となり、合計で1コンテナ当たり約2万5千ルーブルの追加費用が発生することとなった。

追加費用の負担が大きいことから、今年6月上旬にDBSウラジオ事務所の貨物輸送担当者とVMP T社の担当者が獣医植物検疫監視連邦局の沿海州部に行き、衛生検査手続きを元のようにターミナルで行えるよう交渉した。結果、元の所で衛生検査を行うには、ターミナルの岸壁に3本の20フィートリーファーコンテナを「凹」型に接続して、新たに衛生検査所を作ることが必要とのことだった。このコンテナ3本の「凹」型の衛生検査所は、貨物を満載したリーファーコンテナをこの検査所に連結し、その中で貨物を取り出して、検査官が中に入っている商品を取り出すことを想定したものだ。

しかし、実際にはリーファーコンテナで運ばれる花や農産物がコンテナ満載で輸送されることはほとんどない。現在、DBSフェリーの各便（1週間）には1～2本のリーファーコンテナが輸送される程度で、1本のリーファーコンテナで出来た検査所でも十分足りると思われる。加えて、現在ターミナルの岸壁にはこのような「凹」型の衛生検査所を設けるスペースもない。

将来、ターミナルに衛生検査所が戻るかどうかは埠頭を運営している「VMP T」社の判断次第である。6月初めに「VMP T」社で人事異動があり、ターミナルの社長が変わった。これからターミナルの衛生検査をどうするのか新しい社長が検討しているところで、今後の動きが注目される。



DRT社の新検査場外観

【鳥取県ウラジオストックビジネスサポートセンター 佐野】

## ミッションのご案内

### 関西広域連合ベトナムミッション参加企業募集

関西広域連合では、ベトナム・ハノイにミッションを派遣します。このミッションは、見本市「Vietnam Manufacturing Expo 2013」に併せて実施するもので、「第5回ハノイ部品調達展示商談会」「日本ものづくり技術展」も併催され、現地・日系企業との商談機会としても最適です。ベトナムでのビジネス展開を希望する域内企業の皆さまは参加をご検討ください。

#### ■開催概要

期 間：平成25年9月3日（火）～7日（土）

訪問先：ベトナム（ハノイ）

参加費：14万円程度（渡航費（エコノミークラス利用）、宿泊費、現地移動費等を含む）

参加要件：関西広域連合域内※に主たる事務所等がある企業・団体（※滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

主 催：関西広域連合

協 力：在大阪ベトナム社会主義共和国総領事館（予定）

#### ■申込方法

関西広域連合HP（<http://www.kouiki-kansai.jp/index.php>）からお申込みください。

定員：15社（最大20名。定員になり次第、締切ります。）

申込締切：平成25年7月19日（金）

#### ■申込み・問合せ先

関西広域連合 広域産業振興局 経済交流促進課

（大阪府 商工労働部 成長産業振興室 特区・立地推進課）担当：町原・濱野

TEL：06-6210-9503 FAX：06-6210-9481



### 韓国のヒーリングトレンドと、これによるヒーリング産業の発展についてご紹介する。

2000年代半ば、社会全体が経済的に安定期に入りながら中産層を中心に身体的健康と生活の満足度を高めるウェルビーイングトレンドが流行り、2010年以後は景気低迷の長期化により良いものを食べ、気持ち良く暮らすウェルビーイング以前に共感、慰労、治癒に対するニーズが急増し始めた。これにより全消費者層を対象としてヒーリングを追求するライフスタイルが流行り始めた。出版系、放送系をはじめに社会全般には心と精神の傷を治癒する‘ヒーリングトレンド’が急速に拡散した。

#### ■多種多様なヒーリングアイテム

ヒーリング産業は多様な商品において本格的に始動している。最近では、ストレス管理と皮膚美容効果を兼ね備えたエステティック・スパブームが起こっている。代表的な休養観光商品であるテンプルステイ（お寺体験）も大人気である。また、医療、食品、ファッション、化粧品、文化、観光、家具等の広範囲な産業にかけてもヒーリング商品が発売されている。ヒーリング関連商標の出願が医療、化粧品、文化関連産業を中心に2008年の26件から2011年には72件に急増した。最近では‘1日1食’を始めとして解毒ジュース、治癒食卓のように‘治癒’を追求するアイテムが増えている。実際に血圧の調節に効果がある‘コラビ’、皮膚トラブルの防止のため愛用される‘ブロッコリー’、老化防止機能がある‘セイヨウカボチャ’等、治癒の機能を持っている商品売上が今年に入って50%以上成長した。

このような趨勢を反映して、ロッテデパートは疲労回復、新陳代謝の改善、心理的安定等に効果がある食品約80種を集めたヒーリング・フーズ館をソウル市小公洞の本店に設置した。商品の構成は大きく分けると、無防腐剤のコチュジャン・味

噌等とおかず等の伝統方式製造を固守する韓国内職人の‘人名名匠の商品’、清浄地域で生産される‘新鮮食品’をはじめ慶南山清郡、大邱薬令市地域の‘薬草’等、心身の治癒ができる韓国国内最高の健康商品で構成される。これは単純に健康のための商品より食べ物を通じて体と心のバランスを取り戻そうとする消費者が増えている社会的現象を反映している。

#### ■求められるのはより自然なヒーリング

外食業界ではヒーリング・フーズをテーマとしており、休暇地の観光企業もヒーリングをテーマとした休暇パッケージで顧客を誘致している。また、酵素発酵を利用した温浴を備える統合自然治癒体験空間「エンザイムハウス」では6月に‘自然美人選抜大会&素敵な人生ヒーリングコンサート’を開催した。この行事では大芩（デグム）、サクソフォン等の演奏を通じてヒーリングコンサートを開催し、自然食ビュッフェのヒーリングフーズを通じて自然を見て、食べて、感じて、共有できる機会となった。これは、健康に長生きするためのスローエイジング時代に合わせ、ビジュアルのみを重視する社会に対し、健康な体と美しい心のバランスをなす自然美人の概念を広めるための趣旨から企画されたイベントである。

しかし、注目を集めるための一時的な手段としてヒーリングコンセプトを利用した場合は、これまで構築してきた顧客資産を一度に失う恐れがある。特に東洋的思考から“消費者の心の病気を商法に活用した”という非難は、企業のイメージを悪くするだろう。従って、消費者の幸福・不幸指数を左右する心理的要素をまず理解して徹底的に顧客の立場に立って効果が検証された技術を備えなければならない。最近では完成品の形態ではなく、中間製品の形態で消費者の役割を残しておくこと（ex：DIY製品）で消費者も一緒に参加するなど、長期的な成長を追求するアイデアも生まれている。



ロッテデパートのホームページ

台湾では、飲酒運転の罰則が6月から強化された。大変に良いことである。今までは、車で飲み会に行くことが常態化していた。夜の宴会では100%乾杯がある。酒を断る強い心の台湾人は少ない。酒を勧めるのが上手な台湾人に、しこたま飲まされ記憶をなくした日本人も多いと思う。私もその一人である。周りの人の強要により、うまく飲まされてしまうのが台湾のおもてなし。酒を客人に勧めることは礼儀である、とほとんどの台湾人は考えているのだからしょうがない。台湾では「酔いつぶれた人がいる宴会、良い宴会である」というジョークまである。事実、2週間前に台湾式の居酒屋で友人に勧められるまま飲み、更には「酒ガール」なる酒をキャンペーンする綺麗なミニスカートの女の子に勧められるがまま、ガンガンと飲み、案の定、酔いつぶれてしまった客がいた。この倒れた酔客は、既に意識が朦朧としていた。本来なら救急車を呼ぶべきレベルであるのだが、友人たちも酔っ払っているものだから必要ないと聞く耳などはなから持っていない。そして、これまた泥酔している仲間の車に吐きながら乗せられていった。恐ろしい光景であるが日常茶飯事でもある。

### ■ 厳罰化された法律の詳細

そこで台湾の法律がどう変わったのか説明したい。検出アルコール濃度が0.15mgの場合は、15,000円から9万円(4.5万から27万日本円)の罰金刑。缶ビール二本の飲酒に当たる。0.25mg以上の場合、刑事罰として20万円(60万日本円)以下の罰金と共に二年以下の懲役。ちなみに従来は0.55mg以上であった。更に、もし飲酒運転による人身事故を起こした場合は、負傷の場合が七年以下の懲役。死亡事故の場合は三年以上、十年以下の懲役となった。今年度1月から5月までの飲酒取締検挙数は、50,326件、うち日本で言う赤切符が19,174件。飲酒関連死亡事故は125人にも及ぶ。但し、昨年より51人減少したとのこと。飲酒運転法律改正と取締強化により夜間タクシー利用者が一割増加したとのことである。効果は出ているようである。

ちなみに日本の行政処分では、0.25mg以上で免許の即取消、二年間再取得の停止、並びに五年以下の懲役又は100万円以下の罰金。0.15mg~0.25mgは、免許停止三ヶ月、並びに三年以下の懲役又は50万円以下の罰金。刑法の危険運転致死傷罪が適用され、人を負傷させた場合は、15年以下の懲役。死亡事故の場合は、20年以下の懲役。自動車運転過失傷害の適用で、死亡あるいは負傷させた場合は、七年以下の懲役もしくは禁錮刑又は100万円以下の罰金である。

日本は台湾より厳しいといえよう。台湾には、車両や酒類を提供した者、飲酒を勧めた者に対しての罰則はない。日本での飲酒運転による死亡者数は、2013年には250人程度。台湾の人口比、月数を単純に換算して計算するとなんと2,000人になる。日本の8倍の死亡者数比率である。異常に飲酒に甘い文化であることが数字からも理解できる。

現在、日本と台湾では免許の相互開放が行われている。日本人も簡単に台湾で運転できる。しかしどんなに強く勧められても絶対に飲酒運転をしてはならない。日本に帰れなくなるかもしれない。台湾人も台湾と同様に考えて飲酒運転を日本でした場合は、大きな過ちを悔いることになる。

### ■ 車検証・運転免許証の更新が廃止に

余談だが台湾の自動車関連で日本と異なる大きな変化があった。今年度から開始したのが、自動車・バイクの車検証の定期更新が廃止された。更には、自家用自動車、バイクの運転免許証の更新も不要になった。自動車の品質水準は、以前と比べ物にならないくらい向上している。さらに免許証の数年間ごとの更新は、意味を持たないと私は思う。日本も現実に照らし合わせた法改正と人員のムダを無くすことが必要だと思う。このようなスピードの速さは、台湾の経済の変化速度そのもの。ダイナミックなパラダイム変換は、現在の日本に必要なことに思える。既得権を壊し新たな市場を作る、今の台湾を感じる。

台湾ビールでもマンゴビール、パイナップルビールのヒットに続き、葡萄ビール、オレンジビールを新発売(下写真)。台湾ならではのビールを味わってほしい。酔っ払わない程度に。勧められても自分のペースで。



Taiwan Beer ホームページより

## ■最近の台湾経済ニュース

日台関係の商売で目についたニュースとして、経済部統計によると、日台の産業連携が昨年より活発に増加している。本年度の第1四半期において、対日本への台湾企業の投資が昨年度に比べて44.4%、13件の増加。対して台湾への日本企業の投資は、40.6%増加の619件。過去最高となった模様。日本から台湾への投資、会社設立は、新たな時代を模索し始めたようだ。

この環境下、台湾楽天市場が台湾7-11、黒猫ヤマト宅急便等を展開する統一グループと合弁を解消した。楽天が株式の51%を握っていた珍しいケースであった。通常、台湾側が51%を握る場合が多い。台湾楽天への出店社数は2,000店程度。この合弁は上手くいっているように見えない。また、統一グループ側も経営者が交替し何らかの問題があったとも考えられる。台湾では、今もYahoo

ショップが強い力を持っている。また、Momoグループの追い上げも激しい。楽天と統一グループには、宅配物流とネットショップ、コンビニ、そして阪急百貨店が同一グループにあり、親和性、統合力、相乗効果に注目していただければ今後の展開を見て行きたい。

一方、ペリカン便を配下に持つ家電大手の東元グループは、料理教室を展開するABCクッキングスタジオと合弁会社を設立した。自炊をほとんどしない台湾人ではあるが、自分で料理をしてみたい人が増えていることを感じている。東元グループ内の本業や他子会社との関連性がもやもやと不明だが、クッキングスクール自体は、うまいタイミングのように思える。新しいサービス業の展開に今後もチェックして行きたい。

【スナーク 富田 恭敏】

## 編集後記

先日、台湾の台北を訪れた際に現地の方と話す機会がありました。台北市内で茶葉の卸を営んでいる方で、日本に何度か旅行で行ったことがあり、日本が大好きとのこと。このように台湾には親日家が多く、更に年配の方になると日本語を話す方も大勢います。

そこで、日本以外に好きな国はどこかと聞いてみると、タイ、マレーシア、シンガポールという答えが返ってきました。逆に好きではない国を尋ねてみると、中国、韓国、フィリピン、ベトナムとのこと。その理由は、過去の歴史だったり、一つの事件を発端とした両国の衝突だったり、国民性の違いだったり様々です。

それでも、ビジネスが絡むと話は別です。“本音と建前”は日本固有の社会現象かと思いきや、海外でもビジネスの上では本音と建前を上手に使い分けているのです。



### 公益財団法人 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター

住所 境港市竹内団地255-3

Tel 0859-30-3161

Fax 0859-30-3162

Email kaigai@toriton.or.jp

URL <http://www.tottori-kaigai.com/>

本誌「とっとり・グローバルウォッチ」は、皆様から内容のご提案や掲載されている情報へのご意見・ご感想をお待ちしておりますのでお気軽にお寄せください。